

令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務

2 履行期間

令和8年（2026年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

3 目的・概要

本事業は、生活保護法第55条の10第1項第2号に基づく「被保護者就労準備支援事業」及び生活困窮者自立支援法第7条第1項に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」に位置付けて実施するものである。

また、本事業は、札幌市が策定する「札幌市地域福祉社会計画2024」に基づき、生活保護受給者（以下「被保護者」という。）及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）の自立と尊厳の確保を図るため、これらの者のうち、複合的な課題により、直ちに就労することが困難な者に対して、民間企業のほかNPO法人や社会福祉法人等における就労体験やボランティア体験の場の提供等により、一般就労に向けた準備のための支援を計画的に行うものである。

4 業務内容等

本事業の目的を達成するため、各区保護課及び自立相談支援機関と連携しながら、支援対象者の状況に応じ、以下に示す日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための支援を一体的に行う。

なお、本事業は市内全区を対象とし、参加者は年間120人程度を想定する。

(1) 支援計画の作成等

- (ア) 支援対象者の状況を踏まえた支援計画を作成すること。
- (イ) 支援計画の期間は概ね3か月から6か月程度とする。
- (ウ) (イ)による期間が終了した者であっても、参加者、各区保護課又は自立相談支援期間及び受託者が協議の上、支援の継続が必要であると認めた者については、1年を超えない範囲で期間を延長することは妨げない。
- (エ) (イ)又は(ウ)による期間の終了後は、参加者個々の状況に応じて、他事業への引継ぎを検討すること。

(2) 各支援メニューの実施

- ア 社会的能力の形成を促すため、地域の協力事業所等でのボランティア体験の場を提供するもの
- イ 一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、地域の協力事業所等での就労体験の場を提供するもの
- ウ 就労自立に関する支援として、必要に応じてキャリアコンサルティング・模擬面接・履歴書の作成指導等を実施するもの
- エ 対象者の状態に応じた様々なセミナーや講座（以下「セミナー等」という。）を実施するもの

(例)

- ・コミュニケーション能力向上を目的としたもの
- ・ビジネスマナー習得を目的としたもの
- ・就労に向けた基礎的な技能（パソコン操作等）の習得を目的としたもの

- ・就労に向けた基礎的な学力（漢字の読み書きや四則演算を含む）や知識向上を目的としたもの
- ・身体を動かしながら、体力の回復、生活習慣の改善を目指すもの（清掃や農業等の体験活動のほか、書類詰め等の簡易な内職作業等も含む）

なお、上記セミナー等の実施に当たっては、1年度分の実施計画をあらかじめ作成するとともに、事前に各区保護課及び自立相談支援機関等へチラシ等により情報提供を行うこと。また、計画におけるメニューのみでは対象者のニーズに応えられない場合等においては、対象者のニーズに応じメニューの創設も隨時検討すること。

(3) 支援メニューの提案等

- ア 支援対象者及び各区保護課又は自立相談支援機関に対し、支援メニューの提案を行うこと。
- イ 支援メニューの決定に当たっては、専門的な判断が求められることから、本事業の支援担当者においては、対象者のアセスメント段階から積極的に関与するとともに、支援メニュー内容や到達目標等についての説明も行うこと。
- ウ 参加者に対し就労体験及びボランティア体験の場を提供するに当たっては、参加者に関する情報と協力事業所の受入れに関する情報のマッチングに留意すること。

(4) 参加者及び参加中断者へのフォロー

参加者の状況に応じ、必要と認められる場合には各種施設及び公共交通機関の利用等に際して同行支援を行うこと。また、様々な理由により本事業への参加を中断した者に対しては、各区保護課又は自立相談支援機関と連携し、電話や家庭訪問その他適切な手段により参加復帰に向けた働きかけを行うこと。

(5) 事業周知

本事業を市民及び関係機関に広く周知するため、以下の業務を行うこと。また、実施に当たっては、関係機関との連携等を積極的に行うとともに、実施状況等について札幌市へ報告を行うこと。

なお、受託者が広報物の作成、関係機関との協議の場の設定及びその他周知活動等を行う場合は、事前にそれらの内容等について、札幌市との調整を行うこと。

- ア 参加者向けの案内チラシ等の作成及び配布並びにホームページ等による広報活動等

- イ 各区保護課や自立相談支援機関等での事業案内や研修の実施（各年1回程度）

- ウ 各関係機関に対する事業説明等

- エ その他、事業周知に有効と見込まれる業務

(6) 就労体験及びボランティア体験等における協力事業所の配置及び開拓

協力事業所は特定の区に偏ることなく、全区に配置すること。また、協力事業所の開拓は、参加者の多様なニーズに応えられるよう、幅広い業種の事業所を対象とし、札幌市で別途実施している認定就労訓練事業における事業所開拓と相互連携しながら行うこと。

(7) 札幌市が実施する他事業との連携等

- ア 「被保護者就労支援事業」を始めとする生活保護関係事業との連携
- イ 自立相談支援機関が開催する「自立相談支援事業」における支援調整会議への出席
- ウ その他関係事業及び機関との連携

(8) その他委託者と受託者が協議し、必要と認める業務

- (9) このほか、本事業の内容等については、「就労準備支援事業の手引き」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。

5 実施場所

受託者が確保することとし、主として事業を行う事務所については、札幌市内に設置すること。

なお、支援対象者との面談を行う際等に各区保護課又は自立相談支援機関内の面談スペース等を利用することも可能とするが、必要な連絡及び調整等については受託者において行うこと。

6 支援員の配置、役割及び要件

(1) 配置

ア 本業務を実施するため、支援担当者を常勤換算で4名以上配置すること。そのうち、1名以上は常勤とする。

イ 配置の報告

(ア) 受託者は、配置する支援担当者の氏名、資格及び経歴等について札幌市へ報告するものとし、支援担当者の配置に変更があった場合も同様とする。

(イ) 支援員等の在職状況等については、毎月札幌市へ報告するものとする。

ウ その他

社会情勢等の影響により、支援体制について変更の必要性があると札幌市が判断した場合は、8(4)の改定契約に基づき、支援人の増減を行うこと。

(2) 役割

支援員の役割は概ね以下のとおりとする。

なお、支援担当者の業務配分については、原則受託者の裁量による。ただし、被保護者と生活困窮者で支援担当者を分ける場合には、それぞれ2名以上で担当するものとし、兼務も可能とする。

ア 就労準備プログラムの作成（課題の把握・支援方針の決定）

イ 日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に関する支援

ウ その他関係機関と連携した就職活動支援及び就職後の職場定着支援等

(3) 要件

以下のいずれかの資格を有する者を支援数の2割以上配置すること。また、資格所持者でなくとも就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、事業参加者への支援を適切に行うことができる人材を配置すること。

ア キャリアコンサルタント

イ 産業カウンセラー

ウ 社会保険労務士、臨床心理士、公認心理士

エ 生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者等、その他ア～ウに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると札幌市が認める者

7 協力事業所

(1) 届出

受託者は、ボランティア体験及び就労体験の場の提供を行う協力事業所から、別紙1「札幌市就労ボランティア体験事業協力事業所届出書」（以下「届出書」という。）を取得し、原本を札幌市へ提出するものとする（写しは受託者が保管する）。

なお、当該届出書は協力事業所の登録・変更・登録抹消の都度取得し、札幌市へ提出するものとする。

(2) 届出の時期

(1)に規定する届出書については、前年度の協力事業所が当該年度も同様の内容で引き続き協力事業所となることが確認できた場合には、新たに提出は要しないものとする。

(3) 協力事業所名簿の管理

受託者は(1)による届出を行った事業所を一覧で確認できる名簿を作成し、常に最新の状態で管理するものとする。

8 留意事項

(1) 研修等について

ア 厚生労働省及び北海道において実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修などの各研修等について、研修の定員数が確保されているときは、事業の実施に支障のない範囲で研修を受講させ、有効な支援方法やスキル習得に励むこと。

なお、受講に係る経費については受託者の負担とする。

イ アのほか、研修会及び他自治体の取組事例の調査等、支援員への研修等は受託者が実施すること。なお、必要に応じて札幌市もその実施に協力するものとする。

ウ 札幌市の求めに応じ、札幌市の関係部署及び関係団体等に対し、本事業に関する研修等を実施すること。

(2) 報告等について

受託者は、業務の実施状況等について、「就労ボランティア体験事業（被保護者）実施要領」（平成28年1月15日保健福祉局長決裁）及び「就労ボラティア体験事業（生活困窮者）実施要領」（平成28年1月15日保健福祉局長決裁）に定める様式にて、札幌市へ毎月報告を行うこと。

なお、事業効果の把握等のため、札幌市が別に指定する様式等により報告を求める場合がある。

(3) 個人情報の取扱いについて

ア 受託者は、本事業の遂行に当たって保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章及び同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定その他関係規程のほか、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

イ 受託者は、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応すること。

ウ 受託者は、札幌市から本業務の遂行に当たって保有する個人情報の提出の要求があった場合は、速やかにこれに応じること。

エ 受託者は、個人情報の安全管理対策の実施状況について、様式「個人情報取扱状況報告書」により毎月札幌市へ報告すること。

(4) 改定契約について

社会情勢等の影響により、支援体制等について変更の必要性があると札幌市が判断した場合は、支援員等の増減及び消耗品費等の事務費増減について、別途改定契約を締結するものとする。

9 その他

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、以下の事項を遵守すること。

ア 生活保護法、生活困窮者自立支援法及びその他関係法令、国が示す実施要領及びQ&A等のほか、札幌市が定める関係規程並びに本仕様書に従うこと。

イ 札幌市との連携を密にすること。

ウ 他の個人・団体等の著作権、肖像権及びその他の権利を侵害しないこと。
エ 受託者が得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう必要な措置を講ずること。また、札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、受託者は札幌市の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (3) 本業務に係る申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応することとする。また、苦情等の発生に対し、受託者は迅速かつ誠実に対応し、必要に応じてその概要を札幌市に報告すること。

- なお、受託者において対応できない問合せ及び苦情等については、迅速に札幌市に報告し、その対応を協議すること。
- (4) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者においては損害賠償保険に加入すること。また、事故発生時におけるマニュアル、手順書の作成を行い、事故発生時においては札幌市へ報告を行うこと。
- (5) 本事業の全部を再委託することは認められない。ただし、事業の一部について、再委託する合理的な理由・必要性が認められる場合は再委託を可能とするが、この場合は、事前に札幌市の承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、契約期間の満了等により本業務の受託が終了する場合、札幌市が指示する方法により、次の受託者に対して業務の引継ぎを丁寧に行うこと。
- (7) その他、本業務の実施に当たっては、札幌市の指示に従うこと。また、疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、札幌市と受託者が協議の上、これを決定する。